

令和 4 年度

社会福祉法人日進市社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉
法人

日進市社会福祉協議会

令和４年度 社会福祉法人日進市社会福祉協議会事業計画

令和４年度社会福祉法人日進市社会福祉協議会の事業計画は、次に定めるところによる。

基 本 方 針

平成27年4月に日進市と日進市社会福祉協議会が協働で策定した「にっしん幸せまちづくりのプラン【日進市「第2次地域福祉計画」】【日進市社会福祉協議会「第4次地域福祉活動計画」】」は、令和元年度の間見直しにより、令和2年4月から新たなまちづくりのプランがスタートしました。

本会は、そのプランに掲げられた理念や目標の実現を目指すため、これまで同様に日進市との連携を深め、区、自治会、民生委員・児童委員や地域にお住いの皆様との協働を進めながら様々な社会福祉サービスを提供する主体を相互につなぐ「中間支援組織」、すなわち、“地域のかなめ役”の役割を持つ組織への転換を引き続き図ってまいります

また、「第4次地域福祉活動計画」に基づく5つの重点事業を推進するため、引き続き職員の基礎知識や専門知識の向上を図るための職員研修を充実し、その職員を各部署に適正配置します。

そして、新たな地域福祉ニーズと職員が向き合い、地域にお住まいの皆様が安心して生活できる地域環境づくりを実現する本会の目指す姿を、次のように定めます。

発展強化計画における本会が目指す姿（組織の将来像）

地域福祉活動の推進と地域包括ケアシステム構築に向けた 『地域のかなめ役』

～事業型社協から地域福祉に貢献する中間支援型社協への転換～

	目指すべき地域社会の姿	本会が発揮すべき『かなめ役』
1	支え合い・助け合いの地域福祉活動が展開されている地域社会	小地域における支え合い・助け合いの福祉活動と専門機関をつなぐ仕組みづくりを支援する役割を発揮します。
2	要支援・要介護になっても慣れ親しんだ地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムが構築されている地域社会	高齢者をはじめ、障害者や子ども等も包含した地域包括ケアシステムの中核機能（総合的な相談支援機能など）を発揮します
3	多様な主体による地域協働体制が形成されている地域社会	多様な地域資源（区や自治会、地域住民、民生委員、NPO、福祉事業者など）の連携・協働のための調整機能を強化します。

転換方針

事業型社協から中間支援型社協へ転換を図り、本会が目指す姿を具現化するため、次に示す4つの転換方針に基づき、施策や事業展開、組織改革を進めます。

転換方針1 総合的な相談支援機能の充実

支援やサービスとそれを必要としている市民との接点となる総合的な相談支援機能を充実するため、次の取り組みを進めます。

- (1) 地域包括ケアシステム構築への協力
- (2) 各種相談支援機能・組織の連携強化
- (3) 障害者計画相談支援の充実

転換方針2 地域福祉部門の強化と地域福祉活動実践体制の構築支援

支え合い・助け合いの地域社会づくりを進めていく人材確保及び組織体制の構築と関係専門機関等との連携強化を図るため、次の取り組みを進めます。

- (1) 地域福祉事業の見直し
- (2) 地域たすけあい相談員（CSW）の配置
- (3) 地域福祉活動推進のための資金的支援の充実
- (4) 市民活動やボランティアの育成・活動支援体制の強化
- (5) まちづくり協議会の設置

転換方針3 既存の福祉サービス事業の見直し

本会の人材や財源等の限られた経営資源を地域福祉部門の強化に集中するため、既存事業を見直し、次の取り組みを進めます。

- (1) 介護保険サービスや障害福祉サービス等のあり方の協議・検討
- (2) 中央福祉センター等の公共施設のあり方の協議・検討

転換方針4 中間支援型社協への転換を下支えする役割を果たす本部機能（総務機能・企画調整機能）の強化と必要な人員配置

必要な人員の確保と組織改革を進め、本会の地域福祉部門や本部機能を強化するために、次の取り組みを進めます。

- 1 制度改革に基づく組織改善の推進
 - (1) 評議員組織の見直し
 - (2) 理事体制の見直し
- 2 中間支援型社協を実現するための組織改革と体制構築
 - (1) 職員体制の見直し
 - (2) 職種に応じた処遇改善等の実施

- (3) 事務局体制（法人運営部門）の充実
- (4) 職員研修の充実
- (5) 各種規程等の整備
- (6) ICT環境や情報提供の充実

地域福祉活動計画の重点事業

1 市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

個人の抱える問題を地域の問題として共有化するため、地域の話し合いの場となる「住民座談会」を開催し、地域単位の希望に応じて課題を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。

将来的に、区や自治会のほか、NPOや事業者など、様々な個人・機関・団体等が連携する協働組織の立ち上げ支援を進める。

2 新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

本会の相談機関が地域福祉に関係する機関や団体等をつなぐネットワークの中核を担うとともに、新たな要支援者層や困りごとを抱える人等の新たな地域課題の共有化と課題解決に向けた意識を高めるために、市民に向けて講習会や研修会を開催する。

3 協働による地域の見守り支援体制の充実

日常生活や様々な活動の中に見守り等の福祉の視点を持ち、活動を効率的に連携していくために、市民活動のきっかけづくりの講座である「まちの守り人養成講座」を開催し、新たに見守り活動に参加していく人材の育成を行う。

4 地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編

ボランティアセンターが中核となって、ボランティアやボランティア団体がその活動内容や活動地域、活動日時等、細かな活動情報を登録する人材データベースを構築し、その有効な活用方法を検討する。

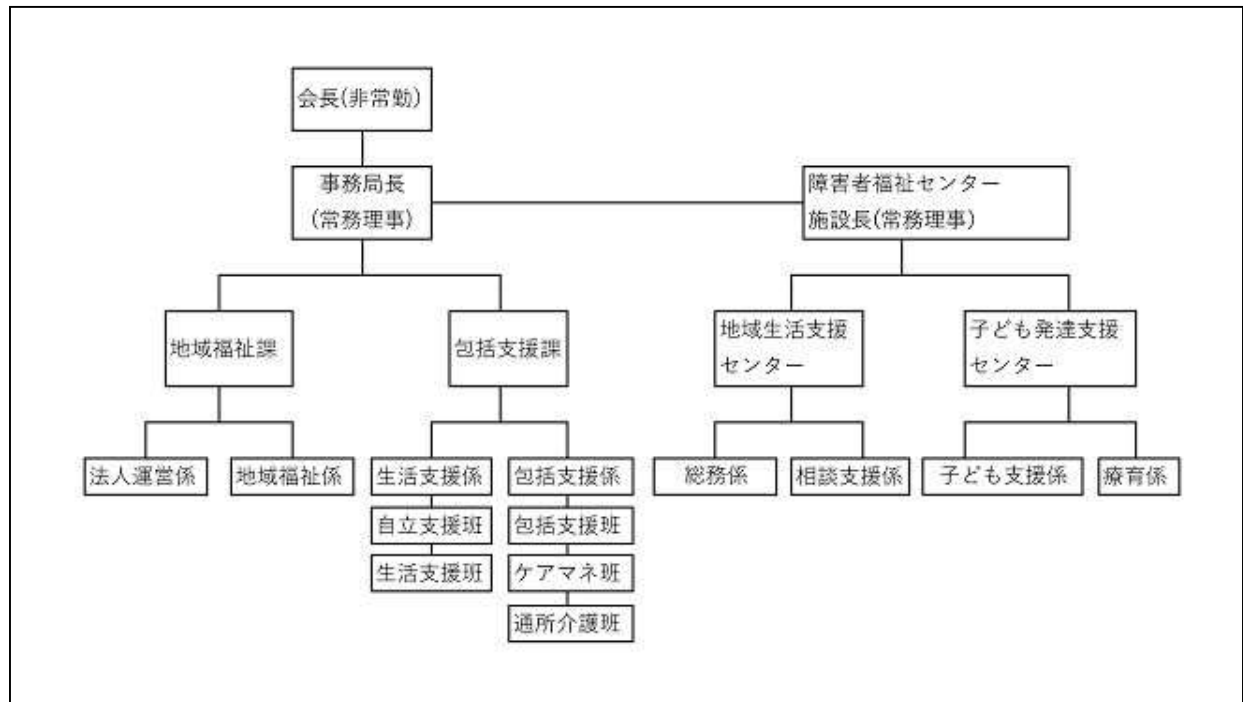
5 「つどいの場」の開設支援

「住民座談会」を活用し、協働組織の開設を希望する地域に対して、開設及び運営の支援や情報提供など、可能な支援を行うことで、市民が集まる「つどいの場づくり」を推進する。

職 員 体 制

【組織】

令和３年度からの体制である子ども発達支援センターに、「療育係」と訪問・巡回相談・親子通園の事業を担当する「子ども支援係」で２係体制を維持します。



事業内容

1 法人本部

1-1 地域福祉課

《重点事業》

1-1-1 法人運営係

○ 規則、規程等の整備

業務が円滑に遂行できるよう必要な規則、規程、細則や内規等の整備を進めます。引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応の変更、法令等の改正等に合わせ、適切な規則、規程の改正等を行います。

○ 職員研修等の強化

本会の組織体制強化のため、全国社会福祉協議会や愛知県社会福祉協議会等が実施する各種研修を受講させるとともに、本会主催の研修も計画していきます。また、職員が職務遂行に必要な資格の取得費用等の助成を行います。市職員の派遣を求め、その豊富な知識や経験を職員の事務能力等の向上に活かすとともに習得します。

コロナ禍においてオンラインでの研修が増えており、遠方で参加を見合わせてきた研修にも、参加できる機会が得られるようになりました。より多くの研修に職員が参加できるよう、職員の職位、在職年数及び職務内容に応じて計画的に受講させ、職員の資質や知識の向上を目指します。

○ 【継続】災害用備蓄品購入及び災害時職員初動対応訓練の実施

「災害時職員対応・行動マニュアル」に基づき、災害発生時の緊急対応や事業継続を可能とするため、業務にあたる職員の非常食糧及び機材、毛布等の適正な備蓄、職員作業着の貸与を行います。また、職員の緊急メール送受信訓練や参集訓練、応急救護などの職員に対する防災教育、センター利用者やサービス利用者の避難誘導訓練などの各種の訓練を実施します。

○ 【新規】発展強化計画、職員体制整備計画の見直しの実施

平成29年度から5か年の計画期間で策定した「発展強化計画」、平成3

0年度から4か年の計画期間で策定した「職員体制整備計画」について、ともに令和3年度中の見直しを予定していました。しかし、令和2年度決算時には社会福祉充実残額が生じなく本会では令和元年度まで作成することができた社会福祉充実計画が作成できないことや、国の進める重層的支援体制整備事業が令和3年4月から施行され、地域福祉を取り巻く状況が変わっていることを始め、いずれの計画も策定した内容が、計画の延長線上とならなかったことから、計画を延長することとしました。また、令和3年12月15日付けで本会会長が交代したことから、新体制での事業方針をより反映し検討を行います。検討は計画の進捗状況の確認、評価を行うとともに、今後の本会が目指す姿を明確にした計画策定（見直し）とします。

《事業内容》

1-1-1 法人運営係

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1101 法人運営補助事業	32,650	市補助事業

- 法人全体の職員体制の強化・充実を図っていくため、市の支援を得て、法人運営係の職員体制を強化します。
- 理事会、評議員会の開催費用など、基本的な法人運営に必要な職員の人件費や諸経費を計上し、法人の運営方針等の決定や組織体制の強化を図ります。
- 法人の業務方針の決定や組織運営の強化を図るため、幹部会議、安全衛生委員会等を定期的に開催し、必要な規則・規程の改正、予算・決算及び事業計画の作成・報告等に必要な経費計上を行います。
- 職員の健康管理を行う定期健康診断等の実施、福利厚生の実施及び必要な内容の見直しを行います。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1102 退職給与積立事業	7,704	積立
1103 備品購入積立事業	6,209	積立
1106 社会福祉充実基金積立事業	95,308	積立
1107 法人運営自主事業	32,386	独自事業

- 法人全体の職員への退職金支払に備える退職給与積立金、法人運営や各種事業運営に要する備品の買替に備える備品購入積立金の積立を行います。また、社会福祉充実基金の積立を行い、独自事業の運営経費や職員研修に充てるほか、財源の不足する事業への補填等を行います。
- 職員のスキルアップに必要な研修の実施や外部研修への参加を計画的かつ積極的に進めていくため、必要な職員研修や研修費助成等を行います。
- 法人運営係の職員体制強化に伴い、事業予算の内容精査を進め、より最小の経費で最大の効果が発揮できるよう経費支出の適正化に努めます。また、職員研修等を通じて、職員のコスト意識の改善に努めていきます。
- 『福祉だより』の発行回数やページ数、掲載内容等の見直しを行うとともに、ホームページを活用して社会福祉協議会の各種の地域福祉事業や福祉サービス等について積極的に情報発信し、市民に分かりやすい内容で積極的に広報を行っていきます。
- 会員募集の積極的なPRを行い、社会福祉協議会及び地域の支え合い活動の

認知度の向上と、会員数の増加を目指します。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1108 中央福祉センター管理事業	30,019	市指定管理事業

- 日進市中央福祉センター・福祉情報センター指定管理計画に基づき、地域福祉活動計画の5つの重点事業の1つである「協働による地域の見守り支援体制の充実」のためにコミュニティソーシャルワーカーの人件費を計上します。
- 中央福祉センターと福祉情報センターを適切に運営できるよう、必要な施設・設備の維持管理経費を計上します。
- 【継続】中央福祉センターが建設から約26年経過し、施設・設備の老朽化により生じる不具合・故障等が多発しているため、市民の利用に支障が出ないよう、計画的に改修を行います。
- 【継続】新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度から実施している館内消毒作業や換気、利用者への啓発ポスターや手指消毒薬等の設置、利用定員の制限等を継続し、市民が安心して地域福祉活動を継続できるよう支援します。

《重点事業》

1－1－2 地域福祉係

○ ウィズコロナ・アフターコロナの事業展開

令和２年から猛威を奮う新型コロナウイルス感染症に対し、新しい生活様式の遂行や感染拡大防止対策の徹底を図ってきたものの、多くの社協事業が縮小、中止になり、市民に対する福祉意識向上の機会が減少しました。新型コロナウイルスの対応は今後、長期的な視点を持って臨む必要があり、感染拡大を防ぎつつ市民の安心を担保した上で、地域福祉の推進を目指します。

また、今は表面化していない新たな福祉課題を予見し、支援が適切に届くよう準備を進めていきます。

○ 【拡充】災害ボランティアセンターの体制強化

平成３０年１２月に策定した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の見直しを行い、コロナ禍での災害ボランティアセンターの運営方法を取り入れながら、発災時に備えて訓練を繰り返し行います。

○ 【拡充】ボランティアセンターの体制強化

ボランティアセンターの受付窓口を新たに設置し、ボランティアをしたい方、依頼したい方のマッチングをはじめ、地域住民の生きがいづくり、健康づくり、そして地域福祉に発展するようなボランティア相談の対応に努めます。

また、ボランティアセンター登録団体と部会を設け、研修会の企画、周知活動の検討等を協働で行います。

《事業内容》

1－1－2 地域福祉係

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1202 地域福祉活動補助事業	2, 3 5 4	市補助事業
（内訳）		
表彰事業	200	
健康福祉フェスティバル運営事業	1,208	
金婚等を祝う会事業	554	
つどいの場整備助成事業	392	
1206 地域福祉運営補助事業	2 3, 8 2 4	市補助事業

- 市の補助金の支援を得て、次の事業に関する経費を計上し、地域福祉活動の推進を図ります。
 - ① 秋季に、社会福祉功労者に感謝の意を表する「表彰事業」を行います。
 - ② 金婚、ダイヤモンド婚、プラチナ婚を迎えたご夫婦を祝う「金婚等を祝う会事業」を11月6日（日）（予定）に実施します。
 - ③ つどいの場の立ち上げ時に必要な備品購入等を支援する「つどいの場整備事業」の助成を行います。
- 日進市老人クラブ連合会、日進市子ども会連絡協議会、日進市身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会の運営費補助を行うとともに団体運営の支援を行います。
- その他地域福祉活動の推進に必要な人件費や諸経費の計上を行います。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1204 ボランティアセンター事業	1, 6 5 3	独自事業
（内訳）		
ボランティアセンター運営事業	564	
災害ボランティアセンター運営事業	564	
ボランティア活動助成事業	525	

- ボランティアセンター事業として次の取り組み支援し、ボランティア活動の推進を図ります。
 - ① ボランティアセンター運営委員会（年数回の予定）の開催、ボランティア相談など、ボランティアセンターの運営に必要なボランティア活動の支

援を行います。

- ② ボランティアセンターをボランティアと共に活性化を図るため、部会を設置し支援します。
- ③ ボランティアセンター窓口を開設し、常時相談支援の体制を整備します。
- ④ 市民のボランティア参加のきっかけづくりを目的とした講座を開催します。時期や内容等はアンケート等の結果を踏まえ調整を図ります。
- ⑤ 市内の児童養護施設が実施する家庭体験事業に協力するため、家庭体験ボランティアの募集等の支援を行います。
- ⑥ ボランティア活動を安心して行えるよう各種ボランティア保険の加入受付を行います。災害ボランティアセンター運営事業として次の取り組みを支援し、災害時のボランティア支援体制の確立を図ります。
- 災害ボランティアセンター運営事業として次の取り組みを支援し、災害時のボランティア支援体制の確立を図ります。
 - ① 市民を対象とした災害ボランティアコーディネーター養成講座（２月予定）や災害ボランティアセンター開設・運営訓練（３月予定）を開催します。
 - ② 子どもを含め、幅広い年代の方に災害について関心をもってもらい、災害への備えを進めてもらえるよう、日進市、関係機関と協力し「防災フェスタ」（８月予定）を開催します。
 - ③ 日進市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改正を行います。
 - ④ 災害時に災害ボランティアセンターを立ち上げるために必要な備品・資材を計画的に整備する予算を計上します。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1205 共同募金配分金事業	4, 6 7 1	独自事業
（内訳）		
老人福祉活動事業	277	
児童・青少年福祉活動事業	100	
子育て支援事業	65	
福祉育成援助活動事業	3, 236	
ボランティア活動育成事業	30	
公開プレゼンテーション助成支援金	230	
生活困窮者支援事業	300	
歳末たすけあい募金事業	433	

- 共同募金配分金事業として次の７事業を実施するとともに、共同募金に対する地域への理解浸透を図るための広報啓発を積極的に進めます。

- ①「老人福祉活動事業」として市と協働し、「金婚、ダイヤモンド婚、プラチナ婚を祝う金婚等を祝う会」を１１月６日（日）（予定）に実施します。
- ②「児童・青少年福祉活動事業」として、子ども会連絡協議会事業への助成を行います。
- ③「母子・父子福祉活動事業」として、子育て家庭を対象とした事業を開催し、親子で福祉について学んでいただく機会を設けます。
- ④「福祉育成援助活動事業」として、次の取り組みや支援を行います。
 - ・ ７月から９月頃に市内小中学校の児童生徒を対象にした「赤い羽根共同募金作品コンクール」の募集を行い、別途表彰を行います。
 - ・ 市内全小中高校を福祉協力校に指定し、当事者やボランティアが講師となり、福祉体験学習を実施するため必要な支援を行います。幅広い福祉体験となるよう協議・検討を進めます。
 - ・ 夏休み期間中の中高生を対象に福祉施設でのボランティア活動を実施する青少年等ボランティア福祉体験学習事業を開催します。
 - ・ 地域の見守り活動・居場所づくりである「つどいの場」の普及を目的に、活動運営費を補助します。
- ⑤「ボランティア活動育成事業」として、ボランティアセンターの充実に必要な備品・資材の購入を計画的に進めます。
- ⑥「公開プレゼンテーション助成金」として、市民活動や、福祉事業所が公開型で実施する従事者養成講座に対して助成をします。
- ⑦生活困窮者支援事業として、市内で子ども食堂を運営している団体への活動支援や生活困窮世帯を対象とした緊急食糧支援を実施します。
- ⑧「歳末たすけあい募金事業」として、イベントボランティア（クリスマス、節分等）の養成や派遣、日進市老人クラブ連合会の友愛訪問事業を支援します。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1207 社会福祉充実事業	3, 5 6 9	独自事業

- 地域課題について協議を行うまちづくり協議会の設置・運営支援や制度の狭間で苦しむ方の個別支援を行う地域たすけあい相談員（CSW）を配置します。
- つどいの場連絡会等を開催し、運営に係る課題整理や情報共有を行い、コロナ禍の対応方法を検討していきます。
- 近隣住民によるゆるやかな見守り活動の啓発を行う人材を育てる「まちの守り人養成講座」（随時開催）を開催し、見守り活動を支援します。
- 高齢者や障害者等がいる家庭を対象に車いす専用車や車いす等の福祉用具等の貸出や福祉機器リサイクル事業を行います。
- 介護予防を目的に高齢者等を対象とした傾聴ボランティアの派遣事業を実施するため、事業実施の支援を行います。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1301 福祉サービス支援事業	1, 9 1 3	市受託事業
1305 生活支援体制整備事業	7, 8 5 4	市受託事業

- 介護支援ボランティア事業として、「にっしんおたっしやボランティア」に登録した高齢者が、市が認めた市内介護保険施設等においてボランティア活動を行った際にポイントを付与し、ポイントに応じた交付金等の支給を行います。
- 生活支援体制整備事業として、第１層の生活支援コーディネーターを配置し、地域生活支援体制の整備を進めます。
- 地域支え合い円卓会議、生活支援サポーター養成講座（年４回）を開催し、協議体の運営や地域の関係機関ネットワークづくりを進めます。

1 法人本部

1－2 包括支援課

《重点事業》

1－2－1 包括支援係

○ 地域包括ケアシステム構築への市との連携・協力

市が目指す地域包括ケアシステム（高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むための支援が包括的に確保される体制）の構築に必要な「専門職の連携による支援の体制づくり」、「地域の支え合いによる支援体制づくり」、「認知症支援の体制づくり」の実現のため、市と連携・協力して地域包括ケアシステムの構築を進めます。

○ 【継続】認知症総合支援事業への協力

市が実施する認知症総合支援事業において、地域包括支援センター事業に関連する市受託事業として、認知症初期集中支援チームが認知症の高齢者とその家族を支援し自立生活をサポートする認知症初期集中支援推進事業の推進と、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療、介護と生活介護サービスを連携し、認知症に関する地域支援体制づくりの構築を進めます。

○ 共生型デイサービス事業の運営

デイサービス事業のサービス内容の見直しを検討し、運営形態を変更した高齢者の地域密着型通所介護事業と総合事業（予防通所介護相当サービス）、及び、障害者の共生型生活介護事業については、さらなる経営基盤の強化とサービス内容の充実に努めます。

《事業内容》

1－2－1 包括支援係

1－2－1－1 包括支援班

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
2101 地域包括支援センター事業	29,645	市受託事業
2103 介護予防支援事業	14,556	指定事業
2104 認知症初期集中支援事業	8,311	市受託事業

- 地域包括支援センター事業では、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、高齢者等の総合相談窓口として相談支援を提供します。
- 他の専門機関等との連携強化や地域包括ケアシステムの構築に向けた市との連携・協力を進め、高齢者等の困難事例・虐待防止への対応力強化を図っていきます。
- 専門職の各種研修の参加等をとおして専門知識を深めるとともに、地域包括支援センター内でのケースの協議や情報の共有を図り人材育成に取り組み、相談機能の強化を図ります。
- 認知症の方やその家族を支援するために、認知症地域支援推進員を配置し、地域の実情に応じた支援体制の仕組みづくりや医療、介護の関係機関との連携を図ります。
- コミュニティサロンでの福祉講座や出前講座、認知症サポーター養成講座の実施及び地区ケア会議等を開催することで、地域住民の介護予防等に関する理解を深め、地域における支援能力の向上を目指します。
- 地域包括支援センター事業に付随する指定介護予防支援事業所を開設し、介護支援専門員を配置することで、要支援状態等の方を対象に自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成、サービス事業所との連絡調整等を行います。
- その他、介護予防についての普及や啓発を行います。
- 認知症初期集中支援事業の受託により、専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、認知症サポート医の指導のもと、次のような取り組みを行うことで、早期に適切な機関につなぐ支援ができる体制を整備します。
 - ① 支援を必要とする高齢者やその家族を訪問し、認知症の状況を把握します。
 - ② 関係者を招集し、チーム員会議を開催し、支援の方向性を検討します。
 - ③ 支援計画に沿って早期に適切な機関へつなげます。
 - ④ 支援終了後もフォローアップして適切な時期にモニタリングを行います。

1－2－1 包括支援係

1－2－1－2 ケアマネ班

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
2102 居宅介護支援事業	13,907	指定事業

- 介護保険事業である指定居宅介護支援事業所を設置し、介護支援専門員を配置することで、要介護状態の方を対象に心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡調整等を行います。
- 各種研修の参加や事業所内での情報共有、他機関との連携等により、支援能力の向上を目指すとともに、人材育成に取り組みます。

1－2－1 包括支援係

1－2－1－3 通所介護班

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1405 通所介護事業	29,220	市指定管理事業
1407 生活介護事業	9,141	市指定管理事業

- 高齢者等を対象とした地域密着型通所介護事業（介護保険事業）、予防通所介護相当サービス（総合事業）及び障害者を対象とした共生型生活介護（障害者総合支援事業）を実施し、利用者の入浴、排泄、食事の介護や機能訓練等を提供します。
- サービス提供に必要な人件費、講習費、食事提供経費等を計上するとともに、人員配置等の経費削減に努めます。
- より効率のよい経営状況となるよう、加算の取得の検討等を行います。
- 【拡充】各種研修の参加や事業所内での情報共有、他機関との連携等により、支援能力の向上を目指すとともに、人材育成に取り組みます。

《重点事業》

1－2－2 生活支援係

○ 権利擁護支援体制の強化

法テラスなどへ自らが相談に出向くことが困難な相談者の権利擁護を目的として、契約司法書士等と連携した相談支援体制を整え、日常生活における包括的な自立支援を行います。

○ コロナ禍におけるにこさぽ活動の継続支援

ひとり親家庭を中心とした生活困窮者世帯に対する支援を実施する団体の活動に対して、情報提供や広報周知などの協力・支援を行っていきます。

○ 重層的支援体制整備に向けた検討

生活困窮世帯等における複合的な課題に対して、社会福祉協議会内部の各相談支援部門と連携し、「地域生活課題」を把握し、支援者による対象区分を行わず、世帯単位で関係性を支援していくコーディネート機能を検討していきます。

○ 【拡充】継続支援が必要な世帯に対するしあわせ資金貸付制度の改定

特例貸付が不承認になるなど、生活困窮状態の改善が困難な世帯に対して、しあわせ資金貸付制度を見直し、一時的な生活費の貸付を行うための制度改定をします。生活困窮者自立支援事業を活用し、相談員の支援を受け、生活再生に関する計画を作成し、それに準じた償還方法について承諾された世帯に対して、連帯保証人不要の貸付として改定します。

《事業内容》

1－2－2 生活支援係

1－2－2－1 自立支援班

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1302 生活福祉資金貸付事業	13,676	県社協受託事業
1303 日常生活自立支援事業	8,951	県社協受託事業

- 生活福祉資金貸付事業として、低所得、障害者、高齢者世帯を対象に県社協の実施する総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金の相談や申請、援助等を行います。
- 本会の独自事業である「しあわせ資金貸付事業」を実施し、低所得世帯を対象とする「しあわせ資金」の貸付を行います。
- 日常生活自立支援事業として、認知症や障害等により、判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、重要書類の預かり、定期訪問などを行います。
- 緊急生活支援やホームレス対策として、法外援護事業（行旅人旅費貸付）による緊急貸付を行います。
- 相談員は各種研修の参加等により専門知識を深め、多様なケースの相談に応じるとともに、事業利用者の包括的援助について他機関との連携を図ります。

1－2－2－2 生活支援班

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1304 生活困窮者自立支援事業	23,981	市受託事業

- 生活困窮者自立相談支援事業として、相談員及び就労支援員を配置し、生活困窮者とその家族等に対して、日常生活における包括的な自立相談支援を行います。
- 緊急生活支援とホームレス対策として共同募金事業を活用し、生活困難者に対する日用品の貸出や食材の提供事業を行います。
- 相談員及び就労支援員は各種研修の参加等により、専門知識を深め相談機能を強化するとともに、ケースに応じたネットワークの構築に努めます。

- 生活困窮家庭を対象とした子ども食堂や学習支援等を行う団体等の活動を支援するため、他の専門機関や企業等との連携を図ります。

2 障害者福祉センター

2-1 地域生活支援センター

《重点事業》

2-1-1 総務係

○ 感染症対策の徹底

利用者の皆様に施設を安全に安心してご利用いただけるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して行ってまいります。

○ 各種規程、内規等の整備

事業内容の見直しや新たなニーズに対応を図っていくため、必要な規則、規程や内規、マニュアル等の整備・見直しを進めます。

○ 施設の維持管理

日常清掃及び定期的に全館清掃を委託し、常に清潔な状態を保っていきます。建物全体の設備保守点検を専門業者に委託し、建物等の破損や不具合が発生した際には市と協議し、早急に対応してまいります。また、毎年施設利用者にアンケート調査を実施しており、市民の皆様にとってより利用しやすい施設運営を目指してまいります。

《事業内容》

2－1－1 総務係

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1501 障害者福祉センター管理事業	25,062	指定管理事業

- 障害者福祉センターの指定管理業務として、公共施設を適切に維持管理するため、他のサービスに属さない人件費や設備等の総務的経費を計上し、安全に快適に施設を利用して頂けるよう努めていきます。

《重点事業》

2－1－2 相談支援係

○ 基幹相談支援センター事業の充実

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の関係機関の連携強化や地域の相談支援体制を強化するために専門的な指導又は助言を行います。また、相談支援機関のひとつとして、基本相談以外に特定相談、一般相談、障害児相談といった総合的かつ専門的な相談支援を24時間365日行います。

○ 障害者自立支援協議会の運営の推進

障害者自立支援協議会の運営を通して築いてきた福祉事業者や市民活動団体等の地域資源とのネットワークをさらに構築し、地域の関係機関との連携強化を進めます。

○ 人材育成事業の見直しと推進

人材育成事業においては、法人本部における市民活動・ボランティアの育成・活動支援体制の強化に併せて、既存の障害福祉に関するボランティア養成講座の見直しを継続して行います。

また、地域における公益的な事業への転換を目指し、各種ボランティア等人材育成やピアサポート事業を推進します。

○ 障害福祉に関する情報の発信

障害に関する理解や支援についての講演会や権利擁護に関する勉強会等を通じて、障害に関する理解を深めるように、広く市民や関係機関等に向けた普及啓発を行います。

《事業内容》

2-1-2 相談支援係

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1502 地域生活支援センター事業	27,262	指定管理事業

- 人材育成事業として、次の業務経費を計上し、障害のある方を支援するボランティア等の養成や交流の場づくりの支援を進めます。
 - ① 各種ボランティア等人材育成
 - ・ 障害児支援スタッフ養成講座
 - ・ 視覚に障害のある方を支援するボランティア養成講座
 - ・ 精神保健福祉ボランティアステップアップ講座
 - ・ 精神保健福祉ボランティア養成講座
 - ・ ゲートキーパー養成講座
 - ・ 要約筆記ボランティア養成講座
 - ・ ICT 機器当事者向け講座
 - ② ピアサポート事業（身体）

気軽に集まりおしゃべりできる交流の場「しゃべり場」を隔月開催し、肢体不自由の方の子育てを支援します。
 - ③ 精神障害者等の居場所支援として、フリースペース「すばる」（月 1 回開催）の活動を支援します。
 - ④ 学生ボランティアの活動支援の援助
- 障害のある人の総合相談支援を行う基幹相談支援センター事業を提供するため、必要な相談支援専門員等の配置を行います。
- 障害者自立支援協議会（本会）を年 3 回程度開催し、障害者の支援体制の整備や障害福祉計画等に関する協議、また各専門部会の取り組みを報告していきます。
- 障害者自立支援協議会の専門部会事務局を担います。各専門部会の内容は下記の通りとなります。
 - ① ケアマネジメント部会（毎月開催）

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所などの関係者で構成し、人材育成と確保、地域生活支援拠点の整備等、障害のある方が地域で暮らしていくために、課題解決に向けた取り組み等を行います。
 - ② 権利擁護部会（隔月開催）

障害のある当事者、市内障害福祉サービス事業所、権利擁護支援センターなどの関係者で構成し、災害時支援や障害者差別解消法理解等、障害のある方の権利擁護に関する周知啓発を主に行います。

③就労部会（隔月開催）

障害者就労支援事業者、就労系障害福祉サービス事業所、学校関係者等で構成し、障害者雇用の促進や進路決定に関わる福祉・学校・相談機関の連携の仕組みづくりと当事者、保護者等に向けて、主に福祉的就労に関する情報提供や周知啓発を行います。

④子ども部会（隔月開催）

障害児通所支援事業所、学校関係者、民生児童委員などの関係者で構成し、障害のあるお子さんとその保護者が住みよい街となるように、学齢期の関係機関連携の仕組みの構築、支援者向けの勉強会の開催等を行います。

- 各種講演会、ネットワーク勉強会、発達支援セミナー、みんなの勉強会等の情報発信事業を行うため、必要な費用計上を行うことで、障害のある方の理解を深める研修や啓発を通じて関係機関や地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図るために支援を進めます。
- 障害のある子もない子も地域で交流できる機会の提供を目的とした『チャレンジド夏祭り』をコロナ禍でも安心して楽しんでもいただける形で実施いたします。
- **障害福祉サービス事業所職員対象の研修**
市内では、様々な事業所が障害福祉サービスを提供していますが、職員の研修体制が十分に整っていないことから、民間事業所職員の障害者福祉の知識が向上するような研修を計画し開催します。
- **民間事業所のネットワークの構築**
民間事業所が福祉関係の情報を共有し、職員同士の交流を促すため、民間事業所のネットワークの構築を進めます。
 - ・ 障害児通所支援事業所交流会
 - ・ 相談支援センター事例検討会

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1504 地域相談支援事業	1, 220	指定事業
1506 計画相談支援事業	21, 905	指定事業

- 相談支援に関する次の指定事業所を設置し、必要な相談支援専門員等を配置することで、障害のある方からの相談に応じ、必要な情報提供、助言やその他障害福祉サービス等の必要な支援を行います。
 - ① 特定相談支援事業として、障害のある方からの相談に応じ、必要な障害福祉サービス等の必要な支援を行うとともに、継続して障害福祉サービスや相談支援を適切に利用できるようモニタリングや関係機関との調整を実施します。
 - ② 障害児相談支援事業として、障害のあるお子さんに対する必要な障害福祉

サービス等の必要な支援を行うとともに、継続して障害福祉サービスや相談支援を適切に利用できるようモニタリングや関係機関との調整を実施します。

- ③ 一般相談支援事業として、障害者支援施設に入所や精神科病院に入院している方に対して、退院や退所に向けて、相談や支援を行う地域移行支援及び地域定着支援を提供します。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1507 就労支援コーディネート事業	2,500	市受託事業

- 就労・生活支援コーディネーター業務を市から受託します。
- 障害のある方が自立して生活するため就労定着できるよう、専任の相談員がきめ細かい相談や対応を実施し、継続的な就労支援を提供します。

2 障害者福祉センター

2-2 子ども発達支援センター

《重点事業》

2-2-1 子ども支援係

○ 保育所等訪問支援事業

保育園、幼稚園等に在籍している、様々な状態像の発達が気になるお子さんに対して、専門的な支援を提供する個別給付の事業です。昨年度より専任の訪問支援員を配置して、多様なニーズに対応できるよう体制整備を進めています。

○ 巡回相談（巡回支援専門員整備事業）

公立園に関しては、これまでと同様に定期巡回による支援を継続していきますが、今後は民間園や小中学校への支援にも力を注いでいく必要があります。昨年度より専任の訪問支援員を配置しました。今後も、保育所等訪問支援とともに多くのニーズに対応できるように体制整備をしていきます。

○ 基本相談

お子さんの発達を心配される保護者は年々増加をしており、相談員が発達に関する相談を受ける件数が増加しています。巡回相談や児童発達支援事業とも繋がる内容のため、訪問支援員も基本相談に関与しながら、様々な保護者のニーズに対応できるような支援体制にしています。

○ 親子通園教室（会場：障害者福祉センター大会議室）

健診事業等で発見された発達に偏りがみられるようなお子さんがスムーズに療育支援につながるよう、保健センター事業（1歳半健診等）との連携及び体制の強化を検討します。また、幼稚園や保育園、子ども発達支援センターへのスムーズな就園や相談につなげていくこと（入口と出口の支援）の2点について、重点的な支援を行います。

《事業内容》

2-2-1 子ども支援係

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1503 子ども発達支援センター事業	167,701 【内訳】 保育所等訪問 383 巡回相談 722	指定管理事業 （保育所等訪問・ 巡回相談）

- 保育所等訪問支援事業は、保育園・幼稚園・小中学校・特別支援学校等に通われているお子さんが、集団生活への適応のために専門的な支援を必要とする場合に、専門的な知識を有する専門員が当該施設に訪問して支援を実施する事業です。お子さん本人に対する支援だけでなく、訪問先施設のスタッフに対する支援も併せて行います。個別給付の事業になるため、保護者からの依頼を受けて契約し、随時支援を実施していきます。
- 巡回相談（巡回支援専門員整備事業）は、幼稚園や保育園、学校等を巡回し施設のスタッフ等に障害の早期発見・早期対応のための助言等を行う事業です。公立保育園11園（指定管理園含む）には3～4ヶ月に1回の定期巡回を行っており、その他の施設、機関に関しては、依頼に応じて随時実施していきます。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1505 親子通園事業	7,561	指定管理事業

- 専門スタッフを配置し、発達の気になる子どもたちが、すくすく園や保育園、幼稚園等を利用できるようになるまでの間、より早期に療育的な支援を行う親子教室を開催します。
- 週2日（火、金）、定員は各12名として、保健センター西館を会場に実施していましたが、令和3年度からは保健センター西館が使用できなくなっており、当面は障害者福祉センター大会議室にて実施をいたします。
- 新型コロナウイルス感染予防対策として、マスクの着用、こまめな換気と加湿、手指のアルコール消毒や手洗い、うがいの励行、児童等がよく触れる部分や玩具等への次亜塩素酸による消毒など、基本的な対策を徹底していきます。

《重点事業》

2－2－2 療育係

○ すくすく園の運営（児童発達支援事業）

専門職スタッフ（作業療法士、言語聴覚士等）による研修の実施、外部専門研修への積極的参加、先進施設への視察、公立保育園主催研修への参加と2週間の保育実習など、保育士等の現場スタッフの研修機会を充実させていくことで、発達支援の質の向上を図ります。また、待機児の解消に向けて、関係機関とのより一層の連携強化を図るとともに、ニーズに応じた柔軟なクラス運営を行います。

また、主任保育士等を配置することで、現場スタッフの急な休みなどに対応し、併せて各クラスの療育の質を均一化できるように、保育士の育成・支援をしていきます。

《事業内容》

2-2-2 療育係

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1503 子ども発達支援センター事業	167,701	指定管理事業 (児童発達支援)

- 子ども発達支援センター（児童発達支援事業）を運営するため、保育士等の専門スタッフを配置し、言葉の発達がゆっくりな子、友だちと上手に関われない子、身体の不自由な子などが通園し、一人ひとりの発達状況に合わせて基本的な生活習慣や社会生活への適応性を身に付けるための支援を行います。
- 児童発達支援事業は、月曜日から金曜日に開所し、第1単位の定員を50名、第2単位の定員を18名として実施します。
- 保護者同士の交流や情報交換の場である談話会（保護者の交流事業）を月1回開催します。また、すすく園の利用者以外でも参加できるようにします。
- 【拡充】上記「談話会」の時間を利用して、3ヵ月に1回程度、保護者のニーズに応じてテーマを設定し、「保護者勉強会」を実施します。
- 【新規】保護者支援のプログラムの一環として実施している「ペアレント・プログラム」の対象者に、一部外部の保護者も加えて実施をします。
- 常勤の作業療法士を配置することで、より専門的な支援が行えるように体制を強化しています。
- 理学療法士を複数配置とすることで、特に身体に障害のある児童の専門的支援を充実させていきます。
- 作業療法士、言語聴覚士及び理学療法士の訓練の状況を踏まえて「個別支援計画」の特別支援計画を立案し、現場スタッフとの情報共有を図りながら専門的な療育が提供できるよう配慮していきます。
- 言語聴覚士による相談日（1日／月）を設け、保護者支援の充実を図ります。
- 作業療法士、言語聴覚士等の専門職スタッフによる研修会に、すすく園スタッフだけでなく地域の保育園、幼稚園等のスタッフにも呼び掛けし参加してもらうことで、地域園の障害児の対する支援力の向上を進めます。
- 外部講師（臨床心理士）をスーパーバイザーとして招き、月に1回程度、事例検討会を継続的に実施していくことで、困難事例への対応を学び、療育の専門性の向上を目指していきます。
- 在園児保護者と卒園児保護者とが集い、交流や情報交換ができる場として、「卒園児と在園児の集う会」を年2回開催します。また、その際に参加していただいた父親に対して勉強会を開催するなど、父親支援にも力を入れていきます。

- 異なるクラス、異なる年齢児の保護者（在園児）を、クラスを超えて集い、情報交換等を行う「クラス交流会」の機会を設け、在園保護者同士の交流や仲間作りを促進していきます。
- 希望する保護者が全員ペアレントトレーニング（基礎編）の受講ができるよう、随時グループ数を調整し、保護者支援の充実を図っていきます。
- 概ね月に1回の頻度で開催している「クラス会議」に、園長及び専門職（作業療法士等）が必ず参加するようにすることで、各クラスの支援の専門性の向上を図っていきます。
- 現場の課題を検討・解決していくための「福祉QC活動」の時間を設け、現場職員の主体的な活動の促進と早期の問題解決を図っていきます。
- 虐待防止のための体制整備を進めるため、「虐待防止員会」及び「虐待防止マネージャー」を設置し、職員の権利擁護意識を向上し、質の高い支援が提供できるように取り組んでいきます。
- 公立保育園との人事交流を行い、連携の強化を図るとともに、互いの専門性を学び合うことで、保育や療育の質を高めていくことを検討していきます。
- 新型コロナウイルス感染予防のために登園を控えているご家庭に対して、メールでの情報発信や、電話やメールでの相談対応を行うことで、保護者の不安や悩みの解消に努めていきます。
- 新型コロナウイルス感染予防対策として、マスクの着用、こまめな換気と加湿、手指のアルコール消毒や手洗い、うがいの励行、児童等がよく触れる部分や玩具等への次亜塩素酸による消毒など、基本的な対策を徹底していきます。